第1回前橋市・富士見村合併協議会

日 時:平成20年1月15日(火) 午後2時場 所:前橋プラザ元気21 ホール(3階)

次第

1	開 会		
2	あいさつ		
3	委嘱状交付		
4	委員紹介(目	自己紹介)	
5	報告第2号:前報告第3号:前報告第4号:前報告第5号:前	前橋市・富士見村合併協議会規約について・・・・・・・・・ 前橋市・富士見村合併協議会幹事会規程について・・・・・・・ 前橋市・富士見村合併協議会事務局処務規程について・・・・・・ 前橋市・富士見村合併協議会財務規程について・・・・・・・ 前橋市・富士見村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償 に関する規程について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁 4頁 6頁 8頁 11頁
6	議案第2号:平 議案第3号:平 議案第4号:行 議案第5号:前	前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程の制定について・・・・ 平成19年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画について・・・ 平成19年度前橋市・富士見村合併協議会予算について・・・・ 行政制度の調整方針について・・・・・・・・・・・・・ 前橋市・富士見村合併協議会の協議項目について・・・・・・ 新市基本計画の策定方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15頁 16頁 19頁 22頁
7	その他		
8	閉会		

前橋市・富士見村合併協議会規約

(設置)

第1条 前橋市及び勢多郡富士見村(以下「両市村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 合併協議会の名称は、前橋市・富士見村合併協議会(以下「協議会」という。) とする。

(事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 両市村の合併に関する協議
 - (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
 - (3) 両市村の住民への協議経過等の情報の提供
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、両市村の合併に関し必要な事務 (事務所の位置)
- 第4条 協議会の事務所は、会長の属する市又は村に置く。

(組織)

- 第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって 組織する。
- 2 委員の定数は、20人とする。

(会長)

- 第6条 会長は、両市村の長の中から両市村の長が協議し、これを選任する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

- 第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。 (委員)
- 第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 両市村の長のうち、会長以外の市又は村の長 1人

- (2) 両市村の職員のうちから両市村の長がそれぞれ指名する者 2人
- (3) 両市村の議会の議員のうちから両市村の議会の議長が選出し、両市村の長がそれぞれ指名する者 6人
- (4) 両市村の長がそれぞれ指名する学識経験を有する者 8人
- (5) 両市村の長が協議して定める学識経験を有する者 3人
- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招 集しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、公開とする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は 意見を聴くことができる。
- 5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(幹事会)

- 第11条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第12条 協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の事務に従事する職員は、両市村の長がそれぞれ指定する者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第13条 協議会に要する経費は、両市村の負担金その他の収入をもって充てる。
- 2 前項の両市村の負担金の額は、両市村の長が協議して定める。

(監査)

- 第14条 協議会の出納の監査は、両市村の監査委員のうち、両市村の長が協議し、 会長が委嘱する監査委員(以下「監査委員」という。)2人が、これを行う。
- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 3 監査委員は、非常勤とする。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の 属する市又は村の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第16条 協議会は、委員及び監査委員に対し、報酬を支給しなければならない。ただし、地方公共団体の常勤の職員又は議会の議員である者については、報酬を支給しない。
- 2 会長、委員及び監査委員は、職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
- 3 前2項に定める報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会廃止の場合の措置)

第17条 協議会を廃止した場合においては、協議会の収支は、廃止の日をもって打 ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に 諮り、これを定める。

附則

この規約は、平成20年1月15日から施行する。

前橋市・富士見村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市・富士見村合併協議会規約(以下「規約」という。)第 11条第2項の規定に基づき、前橋市・富士見村合併協議会(以下「協議会」とい う。)の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示により、必要に応じて協議会に提案する事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。ただし、別表に定める職にある者が欠員のときは、当該市又は村の長が指定する職にある者をもって充てることができる。

(幹事長及び副幹事長)

- 第5条 幹事会に、幹事長1人及び副幹事長1人を置く。
- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。
- 3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 2 幹事会の議長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、その 説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第7条 第2条に規定する所掌事務に関して専門的な調査及び検討を行うため、幹事 会に専門部会を置く。
- 2 専門部会は、総務部会、議会部会、住民部会、保健福祉部会、教育部会、環境部会、産業部会、都市計画建設部会及び上下水道部会とする。
- 3 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 専門部会の部会員は、前橋市及び富士見村の職員のうちから幹事長が指名する者 をもって充てる。

- 5 部会長及び副部会長は、専門部会の部会員のうちから幹事長が指名する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ 指定した副部会長がその職務を代理する。
- 8 専門部会の議長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 9 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。 (報告)
- 第8条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第12条の規定による協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

別表(第4条関係)

前橋市	富士見村
副市長	副村長
教育長	教育長
公営企業管理者	会計管理者
総務部長	総務課長
合併推進室長	合併推進課長

前橋市・富士見村合併協議会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市・富士見村合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、前橋市・富士見村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

- 第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会及び幹事会(以下「協議会等」という。)の会議に関すること。
 - (2) 協議会等の協議資料の作成に関すること。
 - (3) 協議会等の庶務に関すること。
 - (4) 広報及び広聴に関すること。
 - (5) その他協議会等の運営に関し必要な事項

(職員)

- 第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) その他職員

(職員の職務)

- 第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、局務を掌理する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(職務権限)

- 第5条 協議会運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、会長の属する市又は村の事務決裁の例によるものとする。この場合において、「市長」又は「村長」とあるのは「会長」と、「副市長」若しくは「副村長」又は「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替える。
- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。 ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。
 - (1) 事務局事務の取扱方針に関すること。
 - (2) 各種資料等の調整に関すること。
- 3 事務局次長は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することがで

きる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。

- (1) 前橋市及び富士見村との連絡調整に関すること。
- (2) 軽易な各種資料等の調整に関すること。
- (3) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (4) その他軽易な事務に関すること。

(文書等の取扱い)

第6条 事務局における文書等(文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものをいう。)の受領、配布、収受、発送、保存その他その取扱いについて必要な事項は、会長の属する市又は村の例によるものとする。

(公印の取扱い)

- 第7条 協議会の公印(以下「公印」という。)は、会長印とし、その名称、寸法、 書体、ひな形及び使用区分は別表のとおりとする。
- 2 公印の保管責任者は、事務局次長とする。
- 3 公印の取扱いについては、会長の属する市又は村の例によるものとする。 (職員の服務)
- 第8条 職員の勤務時間は、会長の属する市又は村の職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の服務及び勤務条件については、当該職員の属する市又は村の例による。

(職員の給与等)

- 第9条 職員の給与については、当該職員を派遣する市又は村の負担とする。
- 2 職員の旅費については、会長の属する市又は村の例により算出し、協議会の予算 において支給するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

別表(第7条関係)

名称	寸法	書体	ひな形	使用区分
前橋市・富士見 村合併協議会会 長印	方22ミリメート ル	れい書	前橋市・ 富士見村 合併協議会 会長之印	会長名をもってする文書

前橋市・富士見村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市・富士見村合併協議会規約第15条の規定に基づき、前橋市・富士見村合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納 その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

- 第2条 協議会の予算(以下「予算」という。)は、前橋市及び富士見村(以下「両市村」という。)が負担する負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。ただし、協議会の設置の日を含む会計年度は、その設置の日からその後最初の 3月31日までとする。
- 3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の 承認を得なければならない。
- 4 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを 速やかに両市村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、協議会予算の補正を必要と認めるときは、その旨を両市村の長に申 し出るものとする。
- 2 前項の申出に基づき、両市村の長が協議会予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準 用する。

(歳入歳出予算の区分)

- 第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する市又は村の例により行う ものとする。

(出納及び現金の保管)

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

- 第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(出納の閉鎖)

第8条協議会の出納は、翌年度5月31日をもって閉鎖する。

(収入及び支出の手続)

- 第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市又は村の例により、これを行うものとする。
- 2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) その他必要な簿冊

(決算等)

- 第10条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、出納閉鎖後速やかに 監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。
- 2 前項の規定により決算が協議会の認定を得たときは、会長は、当該決算の写しを 両市村の長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の 属する市又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

	款	項		
1	負担金	1	負担金	
2	県支出金	1	県補助金	
3	繰越金	1	繰越金	
4	諸収入	1	預金利子	
		2	雑入	

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

	款	項		
1	協議会費	1	会議運営費	
		2	事務費	
2	事業費	1	広報周知費	
3	予備費	1	予備費	

報告第5号

前橋市・富士見村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市・富士見村合併協議会規約第16条第3項の規定に基づき、前橋市・富士見村合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額8,700円とする。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために旅行したときは、費用弁償として会長の属する市又は村の規定により、市長又は村長がこれを行うときの例により 旅費を支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要 な事項は、会長の属する市又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程 の制定について

前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成20年1月15日提出

前橋市・富士見村合併協議会 会長 高 木 政 夫 前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市・富士見村合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、前橋市・富士見村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (表決)

第2条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、議長が必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(会議録)

- 第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。
 - (1) 協議会の会議の開催日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 会議に付した案件
 - (4) 議事の内容
 - (5) その他必要と認める事項
- 2 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1人が署名する。

(会議録等の公開)

第4条 会議録及び会議に提出された資料は、公開する。

(傍聴)

- 第5条 会議は、傍聴することができる。
- 2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

- 第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。

(傍聴人の入場制限)

第7条 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(秩序の維持)

- 第8条 会議においては、何人も議長の指示に従わなければならない。
- 2 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、 又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

議案第2号

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画

前橋市・富士見村合併協議会の平成19年度事業計画を次のとおり定める。

平成20年1月15日提出

前橋市・富士見村合併協議会 会長 高 木 政 夫

- 1 協議会、幹事会及び専門部会の開催
- 2 協議会だよりの発行
- 3 ホームページの作成
- 4 その他合併に関し必要な事務

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会予算

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,796千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に これを流用することができる。

平成20年1月15日提出

前橋市・富士見村合併協議会 会長 高 木 政 夫

第1表 歳入歳出予算 (事項別明細書)

歳入 (単位:千円)

7277								\ 1 I— · 1	,
款	項	B	大 在	前年度予算額	比較	節			明
办人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		本十 及 了异创		比 拟	区 分	金 額		97
1 負担金			1,895	0	1,89	5			
	1 負担金		1,895	0	1,89	5			
		1 構成市村負担金	1,895	0	1,89	5 構成市村負担金	1,895	前橋市負担金	1,548
								富士見村負担金	347
2 県支出金			900	0	90	0			
	1県補助金		900	0	90	0			
		1 協議会支援補助金	900	0	90	0 協議会支援補助金	900	協議会支援補助金	900
3 諸収入			1	0		1			
	1 預金利子		1	0		1			
		1 預金利子	1	0		1 預金利子	1	預金利子	1
	歳 入 合 計			0	2,79	6	2,796		2,796

款	項	B	太年使予質頞	前年度予算額	上 較	節		説明	В
₩.	久	П	个十尺了并识	的千及了并识	<u> Д</u>	区 分	金 額	D/L -9/1	
1 協議会費			654	:	654				
	1 会議運営費		230	0	230				
		協議会運営費	230	0	230	報酬	79	〇 協議会運営	230
						需用費	151	委員報酬	79
								消耗品費	141
								食糧費	10
	2 事務費		424	0	424				
		事務局運営費	424	0	424	需用費	130	〇 事務局運営	424
						役務費	44	事務用消耗品費	80
						使用料及び賃借料	250	印刷製本費	50
								手数料	24
								通信運搬費	20
								電子複写機等賃借料	250
2 事業費			1,941	0	1,941				
	1 広報周知費		1,941	0	1,941				
		協議会だより発行費	1,941	0	1,941	需用費	1,941	〇 協議会だより発行	1,941
								印刷製本費	1,941
3 予備費			201	0	201				
	1 予備費		201	0	201				
		予備費	201	0	201	予備費	201	〇 予備費	201
							_	予備費	201
	歳出	計	2,796	0	2,796		2,796		2,796

行政制度の調整方針について

行政制度の調整を統一的、体系的かつ速やかに行うため、行政制度の調整方針を次のとおり定める。

平成20年1月15日提出

前橋市・富士見村合併協議会 会長 高 木 政 夫

- 1 新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)
- 2 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)
- 3 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)
- 4 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
- 5 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)
- 6 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)

【参考資料】

行政制度の調整方針

【基本的な考え方】

行政制度の調整とは、前橋市及び富士見村が現在行っている各種の事務事業について、現在の状況を踏まえつつ、新市において当面どのように事務事業を進めていくのかを明らかにすることです。

この行政制度の調整を統一的、体系的かつ速やかに行うため、次の6つの基本的な考え方をもとに、総合的に勘案しつつ調整するものとします。

1 新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の 確保に努める。(一体性確保の原則)

新市に移行する際、最も避けなければならないことは、住民の生活に 支障をきたすということです。住民票などの各種証明書の発行や各種申 請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用や申し込みなど、住 民の生活に係わる事項については、住民の生活に混乱をきたさないよう、 速やかな一体性の確保に努めるものとします。

- 2 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則) 現在、前橋市及び富士見村で行っている各種行政サービスについて、 そのサービスに差異があるものについては、現行サービスの水準を低下 させないことを原則に調整を図るものとします。
- 3 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)

使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとします。

4 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則) 新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方 分権の時代に対応した健全財政に努めるものとします。 5 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原 則)

行政制度の調整を図る際には、現在及び今後の社会情勢も踏まえ、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点に立った行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるものとします。

6 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)

前橋市及び富士見村が一体化することによる人口、面積等の拡大に伴い、自治体運営においても、その規模に見合った事務事業を進める必要があることから、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整をするものとします。

議案第5号

前橋市・富士見村合併協議会の協議項目について

前橋市・富士見村合併協議会の協議項目を次のとおり定める。

平成20年1月15日提出

前橋市・富士見村合併協議会 会長 高 木 政 夫

- 1 合併の方式に関すること
- 2 合併の期日に関すること
- 3 新市の名称に関すること
- 4 新市の事務所の位置に関すること
- 5 財産の取扱いに関すること
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること
- 8 地方税の取扱いに関すること
- 9 特別職の職員の身分の取扱いに関すること
- 10 一般職の職員の身分の取扱いに関すること
- 11 条例、規則等の取扱いに関すること

- 12 町名・字名の取扱いに関すること
- 13 慣行の取扱いに関すること
- 14 支所の取扱いに関すること
- 15 審議会等の取扱いに関すること
- 16 一部事務組合の取扱いに関すること
- 17 消防団の取扱いに関すること
- 18 使用料、手数料等の取扱いに関すること
- 19 公共的団体等の取扱いに関すること
- 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること
- 2.1 土地利用の取扱いに関すること
- 22 地域審議会の取扱いに関すること
- 23 各種事務事業の取扱いに関すること
- 24 新市基本計画に関すること

前橋 市・富士見村合併協議会 協議項目・協議予定一覧表

平成20年1月15日現在

協議会 協議会 協議会 協議会 協議会 協議会 協議会 協議会 名月 日 名月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		協議項目		第1回		第2回	第3回	第4回	
1月15日 4月 日 6月 日 8月 日									
1 合併の方式に関すること									
3 新市の名称に関すること	1	合併の方式に関すること				1.5		7.5 . 1.	
4 新市の事務所の位置に関すること 財産の取扱いに関すること 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること	2	合併の期日に関すること							
5 財産の取扱いに関すること 調金の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること ・	3	新市の名称に関すること							
6 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること	4	新市の事務所の位置に関すること							
 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 9 特別職の職員の身分の取扱いに関すること 2 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 3 慣行の取扱いに関すること 4 支所の取扱いに関すること 5 審議会等の取扱いに関すること 6 一部事務組合の取扱いに関すること 7 清防団の取扱いに関すること 6 世科、手数料等の取扱いに関すること 6 世科、手数料等の取扱いに関すること 7 法がして会話の取扱いに関すること 2 公共的団体等の取扱いに関すること 2 地域審議会の取扱いに関すること 3 保険科の取扱いに関すること 4 保管経・事業の取扱いに関すること 5 保管経・事業の取扱いに関すること 6 清掃事業の取扱いに関すること 6 清掃事業の取扱いに関すること 6 清掃事業の取扱いに関すること 7 清掃事業の取扱いに関すること 6 清掃事業の取扱いに関すること 6 清掃事業の取扱いに関すること 7 清掃事業の取扱いに関すること 6 清掃事業の取扱いに関すること 7 清掃事業の取扱いに関すること 6 清掃事業の取扱いに関すること 7 支持の取扱いに関すること 7 支持の関係の取扱いに関すること 7 支持の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の	5	財産の取扱いに関すること							
8 地方税の取扱いに関すること 10 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 11 条例、規則等の取扱いに関すること 12 町名・字名の取扱いに関すること 13 慣行の取扱いに関すること 15 審議会等の取扱いに関すること 15 審議会等の取扱いに関すること 16 一部事務組合の取扱いに関すること 17 消防団の取扱いに関すること 18 使用料、手数料等の取扱いに関すること 19 公共的団体等の取扱いに関すること 10 公共的団体等の取扱いに関すること 10 公共的団体等の取扱いに関すること 11 土地利用の取扱いに関すること 12 土地利用の取扱いに関すること 12 土地利用の取扱いに関すること 13 各種事務事業の取扱いに関すること 15 各種事務事業の取扱いに関すること 16 年齢の取扱いに関すること 17 済済・衛藤・東の取扱いに関すること 18 年齢の取扱いに関すること 19 日民健康保険税の取扱いに関すること 19 日民健康保険税の取扱いに関すること 19 日民健康保険税の取扱いに関すること 19 日民健康保険税の取扱いに関すること 19 日民健康保険税の取扱いに関すること 19 日民健康保険税の取扱いに関すること 19 日本・「東門部会、幹事会等で調整が整い次第、協議 19 日本・「東門部会、「東門和会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門和会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門和会、「東門部会、「東門部会、「東門部会、「東門和会、「東門和会、「東門部会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東門和会、「東	6	議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること							
特別職の職員の身分の取扱いに関すること	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること							
10 一般職の職員の身分の取扱いに関すること	8	地方税の取扱いに関すること							
11 条例、規則等の取扱いに関すること 12 町名・字名の取扱いに関すること 13 慣行の取扱いに関すること 14 支所の取扱いに関すること 15 審議会等の取扱いに関すること 16 一部事務組合の取扱いに関すること 17 消防団の取扱いに関すること 18 使用料、手数料等の取扱いに関すること 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること 21 土地利用の取扱いに関すること 22 地域審議会の取扱いに関すること 23 各種事務事業の取扱いに関すること 24 保健福祉事業の取扱いに関すること 25 保保福祉事業の取扱いに関すること 26 保健福祉事業の取扱いに関すること 27 保健福祉事業の取扱いに関すること 28 保護が策事業の取扱いに関すること 29 保護を持つ取扱いに関すること 20 情況を終めの取扱いに関すること 21 土下が道事業の取扱いに関すること 22 使残物の取扱いに関すること 23 存着を発するの取扱いに関すること 3 情況を表の取扱いに関すること 3 情況を表の取扱いに関すること 4 情況を表の取扱いに関すること 5 情況を表の取扱いに関すること 6 情況を表の取扱いに関すること 7 を表の取扱いに関すること 7 を表の取扱いに関すること 8 を表の取扱いに関すること 9 で教育関係の取扱いに関すること 14 会教育関係の取扱いに関すること 15 を表に関すること 16 では、表に関すること 17 に関すること 18 に関するに関すること 18 に関すること 18 に関すること 18 に関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関する	9	特別職の職員の身分の取扱いに関すること							
12 町名・字名の取扱いに関すること 13 慣行の取扱いに関すること 14 支所の取扱いに関すること 15 審議会等の取扱いに関すること 16 一部事務組合の取扱いに関すること 17 消防団の取扱いに関すること 18 使用料、手数料等の取扱いに関すること 19 公共的団体等の取扱いに関すること 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること 21 土地利用の取扱いに関すること 22 地域審議会の取扱いに関すること 23 各種事務事業の取扱いに関すること 国民健康保険税の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること 環境対策事業の取扱いに関すること 開業施策の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること カ 清掃事業の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること カ 清掃事業の取扱いに関すること カ 清掃事業の取扱いに関すること カ 清掃事業の取扱いに関すること カ 清掃事業の取扱いに関すること カ 大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	10	一般職の職員の身分の取扱いに関すること							
13	11	条例、規則等の取扱いに関すること							
14 支所の取扱いに関すること	12	町名・字名の取扱いに関すること							
15 審議会等の取扱いに関すること	13	慣行の取扱いに関すること							
16	14	支所の取扱いに関すること							
17 消防団の取扱いに関すること	15	審議会等の取扱いに関すること							
18 使用料、手数料等の取扱いに関すること	16	一部事務組合の取扱いに関すること							
19 公共的団体等の取扱いに関すること 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること 21 土地利用の取扱いに関すること 22 地域審議会の取扱いに関すること 23 各種事務事業の取扱いに関すること 国民健康保険税の取扱いに関すること 保健福祉事業の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること 介護保険料の取扱いに関すること 介護保険料の取扱いに関すること 清掃事業の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること ウオー・観光事業の取扱いに関すること カエ・観光事業の取扱いに関すること 上下水道事業の取扱いに関すること 学校教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること	17	消防団の取扱いに関すること							
20 補助金、交付金等の取扱いに関すること	18	使用料、手数料等の取扱いに関すること							
21 土地利用の取扱いに関すること 1 22 地域審議会の取扱いに関すること 2 23 各種事務事業の取扱いに関すること 1 国民健康保険税の取扱いに関すること (保育料の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること (保育料の取扱いに関すること 環境対策事業の取扱いに関すること (調整が整い次第、協議する 清掃事業の取扱いに関すること (調整が整い次第、協議する 大宗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19	公共的団体等の取扱いに関すること							
22 地域審議会の取扱いに関すること	20	補助金、交付金等の取扱いに関すること							
23 各種事務事業の取扱いに関すること 国民健康保険税の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること 介護保険料の取扱いに関すること	21	土地利用の取扱いに関すること							
国民健康保険税の取扱いに関すること 保健福祉事業の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること 介護保険料の取扱いに関すること 環境対策事業の取扱いに関すること 清掃事業の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること 商工・観光事業の取扱いに関すること 上下水道事業の取扱いに関すること 学校教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること	22	地域審議会の取扱いに関すること							
保健福祉事業の取扱いに関すること 保育料の取扱いに関すること 介護保険料の取扱いに関すること 環境対策事業の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること 商工・観光事業の取扱いに関すること 上下水道事業の取扱いに関すること 学校教育関係の取扱いに関すること 対会教育関係の取扱いに関すること	23	各種事務事業の取扱いに関すること							
保育料の取扱いに関すること 介護保険料の取扱いに関すること 環境対策事業の取扱いに関すること 清掃事業の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること 商工・観光事業の取扱いに関すること 上下水道事業の取扱いに関すること 学校教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること		国民健康保険税の取扱いに関すること							
介護保険料の取扱いに関すること 専門部会、幹事会等で 調整が整い次第、協議 する		保健福祉事業の取扱いに関すること							
環境対策事業の取扱いに関すること 調整が整い次第、協議 する		保育料の取扱いに関すること							
環境対策事業の取扱いに関すること 調整が整い次第、協議 する		介護保険料の取扱いに関すること				専門部会	幹事会等で		
清掃事業の取扱いに関すること 農業施策の取扱いに関すること 商工・観光事業の取扱いに関すること 上下水道事業の取扱いに関すること 学校教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること		環境対策事業の取扱いに関すること				調整が整い			
商工・観光事業の取扱いに関すること 上下水道事業の取扱いに関すること 学校教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること		清掃事業の取扱いに関すること				96			
上下水道事業の取扱いに関すること 学校教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること		農業施策の取扱いに関すること							
学校教育関係の取扱いに関すること 社会教育関係の取扱いに関すること		商工・観光事業の取扱いに関すること							
社会教育関係の取扱いに関すること		上下水道事業の取扱いに関すること							
		学校教育関係の取扱いに関すること							
24 新市基本計画に関すること		社会教育関係の取扱いに関すること							
· <u> </u>	24	新市基本計画に関すること							

は、概要説明・制度説明等。

協議予定は、調整の進捗状況により変更となる場合があります。

新市基本計画の策定方針について

前橋市・富士見村合併協議会における新市基本計画の策定方針を次のとおり定める。

平成20年1月15日提出

前橋市・富士見村合併協議会 会長 高 木 政 夫

- 1 計画の趣旨
 - 前橋市及び富士見村の速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民福祉の向上を図る。
- 2 計画の構成

基本方針、基本計画、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として 構成する。

- 3 計画の期間 合併後、概ね10か年の期間について定める。
- 4 計画の区域 前橋市及び富士見村の区域を本計画の区域として定める。

【参考資料】

新市基本計画の策定方針

新市基本計画は、合併特例法第6条の規定により、 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項、 公共的施設の統合整備に関する事項、 合併市町村の財政計画を定めることとされています。

この計画に基づいて行う事業には、合併推進事業債を活用することができますが、その主要事業については、前橋市及び富士見村の総合計画等との整合性を踏まえつつ、新市の一体性を醸成する事業などを加えたものとします。

新市基本計画は、新市のマスタープランともなるべきもので、地域の将来ビジョンとして合併協議会で策定するものであり、協定項目の一つです。 この新市基本計画について、概ね次のような策定方針で臨むこととします。

1 計画の趣旨

本計画は、前橋市及び富士見村の合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針を定めるとともに、これに基づく事業計画を策定し、その実現を図ることにより、前橋市及び富士見村の速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであります。

2 計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針を実現するための事業計画、公共施設の統合整備及び 財政計画を中心として構成します。

3 計画の期間

本計画は、将来を展望した長期的な視野に立ったものとし、合併後、 概ね10か年の期間について定めるものとします。

4 計画の区域

新市基本計画は、速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民の福祉の向上を図ろうとするものであり、その計画の趣旨から前橋市及び富士見村の区域を本計画の区域として定めるものとします。

【策定上の留意点】

- 1 新市の財政計画については、本計画をより実効性の高いものとするため、健全な財政運営に努めることとし、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。
- 2 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。
- 3 新市の事業計画には、ソフト面及びハード面双方の事業について、配 慮するものとします。
- 4 前橋市及び富士見村で、これまで策定している総合計画等や国・県の上位計画等との整合性を図っていくものとします。